

ID: 10

担当部署: 政策企画課

処分の概要	登録の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例施行規則 第3条		
例 規 番 号	平成24年規則第5号		
【基準】 第3条の規定による。 (登録の取消等) 第3条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、又は利用を中止することができる。 (1) 条例又はこの規則に違反したとき。 (2) 虚偽の申請により登録したとき。 (3) 不正の行為により利用したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日